

柔道整復に係る療養費の概要

1 支給対象

柔道整復の対象疾患は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲、捻挫、肉ばなれ等。

骨折及び脱臼については、医師の同意が必要。（応急手当を除く）

2 支給額

各保険者は、柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準（厚生労働省保険局長通知）に基づき支給額を決定。

3 支給方法（受領委任払い）

療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、保険者へ請求をおこない支給を受ける償還払いが原則。

柔道整復については、例外的な取扱いとして、保険者等からの委任を受けた地方厚生（支）局長及び都道府県知事と柔道整復師が協定（契約）を結び、患者が自己負担分相当額を施術者に支払い、施術者が療養費を保険者に請求する受領委任形式により支給。（昭和11年から実施）

4 審査

審査体制の充実のため、各都道府県毎に審査委員会を設置。

5 指導監査

受領委任の契約の当事者である地方厚生（支）局長、都道府県知事が指導監査を実施。

6 請求件数等（推計）

柔道整復に係る療養費（平成23年度）

- 件数 約 5,099万件
- 金額 約 4,085億円
(対前年度伸び率 0.4% 国民医療費に占める割合 1.06%)
- 負傷種類別支給額割合
(平成24年10月サブル調査)

骨折及び脱臼	0.6%
打撲	29.9%
捻挫	69.5%

（参考）就業柔道整復師数（平成24年12月末）

約59千人（施術所数 約42千カ所）

柔道整復師の施術に係る療養費の算定について

	初回	2回目	3回目以降
施術の内容や部位数 によらないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・初検料(1,335円) (時間外、夜間、休日の加算あり) ・初検時相談支援料(50円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・再検料(295円) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・往療料(1,860円)(往療距離等の加算あり) 		
施術の内容や部位数 によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・整復料(骨折・脱臼) ・固定料(不全骨折) ・施療料(打撲、捻挫) 	<ul style="list-style-type: none"> ・後療料 ※3部位以上、5ヶ月超は逓減の対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷罨法料(80円)、温罨法料(75円)、電療料(30円) ※3部位以上、5ヶ月超の長期は逓減の対象
	<ul style="list-style-type: none"> ・骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の保険医療機関への文書による患者紹介を行った場合の情報提供料(1,000円) 		

○柔道整復師の施術料金の算定方法

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準（平成25年5月1日適用）

初検、往療及び再検	
1. 初 検 料	1, 335円
2. 初検時相談支援料	50円
3. 往 療 料	1, 860円
4. 再 検 料	295円

- 注1. 当該施術所が表示する施術時間以外の時間（休日を除く。）又は休日において初検を行った場合は、それぞれ所定金額に540円又は1,560円を加算する。ただし、午後10時から午前6時までの間にあっての加算金額は3,120円とする。
2. 初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定する。
3. 往療距離が片道2キロメートルを超える場合については、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2,400円を加算する。
4. 夜間、難路又は暴風雨若しくは暴風雪時の往療については、所定金額（注3.による加算金額を含む。）のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。
5. 2戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患者に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とする。
6. 再検料の算定は、初回後療日に限る。

骨	折	整復料	後療料
1. 鎮	骨	4, 100円	
2. 肋	骨	4, 100円	
3. 上 腕	骨	9, 000円	
4. 前 腕	骨	9, 000円	
5. 大 腿	骨	9, 000円	
6. 下 腿	骨	9, 000円	
7. 手 根 骨 、 足 根 骨		4, 100円	
8. 中手骨、中足骨、指（手・足）骨		4, 100円	
			630円

- 注1. 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。
2. 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は850円とする。

不全骨折	固定料	後療料
1. 鎖骨、胸骨、肋骨	3,000円	
2. 骨盤	7,200円	
3. 上腕骨、前腕骨	5,500円	
4. 大腿骨	7,200円	-530円
5. 下腿骨	5,500円	
6. 膝蓋骨	5,500円	
7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	2,800円	

注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は750円とする。

脱臼	整復料	後療料
1. 頸関節	1,800円	
2. 肩関節	6,200円	
3. 肘関節	2,800円	-530円
4. 股関節	7,000円	
5. 膝関節	2,800円	
6. 手関節、足関節、指(手・足)関節	2,800円	

注 脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。

打撲及び捻挫	施療料	後療料
1. 打撲	760円	
2. 捻挫	760円	-505円

注 1. 不全脱臼は、捻挫の分に準ずる。

2. 施術料は、次に掲げる部位を単位として算定する。

(打撲の部分)

頭部、顔面部、頸部、胸部、背部(肩部を含む)、上腕部、肘部、前腕部、手根・中手部、指部、腰殿部、大腿部、膝部、下腿部、足根・中足部、趾部

(捻挫の部分)

頸部、肩関節、肘関節、手関節、中手指・指関節、腰部、股関節、膝関節、足関節、中足趾・趾関節

- 備考1. 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合又は施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して7日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して5日間を除き、1回につきそれぞれ75円又は30円を加算する。
2. 冷罨法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあっては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあっては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあっては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は、1回につき80円を加算する。
3. 施術部位が3部位以上の場合は、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について3部位目は所定料金の100分の60に相当する額により算定する。なお、4部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。
4. 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の80に相当する額により算定する。
5. 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超えて、継続して3部位以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを含む。）を行った場合は、備考3.及び備考4.による方法に代えて、あらかじめ地方厚生（支）局長及び都道府県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する。この場合において、当該施術に要する費用の範囲内に限り、前記料金を超える金額の支払いを患者から受けることができる。
6. 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副木（以下「金属副子等」という。）を必要とし、これを使用した場合は、整復料又は固定料に次の額を加算する。
- (1) 大型金属副子等の場合 1,030円
- (2) 中型金属副子等の場合 910円
- (3) 小型金属副子等の場合 680円
7. 骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後に、保険医療機関に對して施術の状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、施術情報提供料として1,000円を算定する。

柔道整復療養費の改定について(平成25年5月)

1. 改定率 0.00%

(理由)

- ・前回の専門委員会において、施術者側からは引き上げるべきとの主張があった一方で、保険者側からは引き下げるべきとの強い要請があったこと
- ・診療報酬改定率が0.00%のこと

2. 適正化すべき項目

○多部位施術の過減強化

- ・3部位以上請求の割合の全国平均は低下しているものの、なお大きな地域差があるため、さらなる見直しを行う。

【現行】3部位目の施術について、70／100に減額して支給



【改定後】3部位目 60／100

3. 評価を引き上げる項目

○初期段階の施術料の充実

急性又は亜急性の外傷性の負傷に対する施術が支給対象とされていることを踏まえ、主として受傷初期段階での施術の充実を図る。

	現行	引上額	改定後
初検料	1240円	95円	1335円
再検料	270円	25円	295円
施療料(打撲・捻挫)	740円	20円	760円
後療料(打撲・捻挫)	500円	5円	505円

4. 適正化のための運用の見直し

- 打撲・捻挫の施術について、3ヶ月を超えて頻度の高い施術を行う場合に、支給申請書に、負傷部位ごとの経過や頻回施術理由を記載した文書の添付を義務づける
- 施術者が経済上の利益の提供により、患者を誘引することを禁止する
- 支給申請書における患者が署名すべき欄に、施術者が代理記入するのは、「やむを得ない理由がある場合」であることを「やむを得ない理由」の例示とともに、受領委任の協定等に明記する
- 支給申請書に患者が記載する事項として、郵便番号、電話番号を追加する
- 施術管理者に対し、柔道整復師名の施術所内掲示を義務づける
- 施術者に対し、療養費を請求するまでの注意事項の患者への説明を義務づける

5. 施行期日

○周知期間を確保する観点から、平成25年5月1日とする。